

長崎県国土強靱化地域計画の見直しポイント

1 見直しの目的、背景

(1) 計画期間終了に伴う改定

R 2 年度で計画期間が終了することに伴い、R 3 年度から概ね 5 年間の本県における強靱化に係る施策を計画

(2) 国基本計画等の反映

平成 3 0 年 1 2 月に改定された国土強靱化基本計画と調和を図るため、改定内容で必要なものを県地域計画に反映

2 主な見直し内容

(1) リスクシナリオ：

事前に備えるべき目標、起きてはならない最悪の事態を見直し

※県独自項目 3 つのうち、1 つを国基本計画のものと重複していたため削除したが、全体項目は 4 3 項目と前計画と変更なし。

(2) 施策分野：

横断的分野に「人材育成」、「官民連携」を追加。個別施策分野に「防災教育等」を追加

(3) 脆弱性評価、推進方針の決定：

見直し後のリスクシナリオごとに、国基本計画を参考にしつつ、改めて本県の脆弱性を評価し、推進方針を決定

(4) 重要業績指針（K P I）の設定、個別事業の選定：

- ・決定した推進方針において、特に重要で毎年度進捗状況をする必要がある事項について、K P I を設定
- ・推進方針に関連する個別事業を国が支援対象としている交付金・補助金事業を中心に選定

※ K P I 設定数：5 9、個別事業数：1, 2 4 5

改定版 長崎県国土強靱化地域計画（概要）

1 策定の目的、趣旨

○本県が直面する大規模自然災害のリスクを踏まえ、県民の生命、財産を守り、安全な経済社会を構築し、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進

○「強くしなやかな国民生活の実現をはかるための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」第13条に基づく本県の国土強靱化地域計画として策定

2 基本的考え方

○基本的な姿勢

・インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード面」と防災教育の推進等の「ソフト面」の両輪での取組を進める

・国の国土強靱化基本計画と調和し、県の総合計画等と相互補完として機能させる

○基本目標

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- ⑤南海トラフ巨大地震に備えた東九州等のバックアップ機能の確保

※下線部は見直し部分

3 脆弱性の評価等の検討

○本県の地勢、気候条件、これまでに被害をもたらした自然災害等の地域特性を踏まえリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を設定し、脆弱性の分析、評価、課題の検討を整理

⇒別紙として、リスクシナリオごとの検討、推進方針 及び重要業績指標 (59)、個別事業 (1,245) を記載

4 施策分野ごとの推進方針

○横断的分野

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③離島・半島対策
- ④南海トラフ巨大地震のバックアップ機能
- ⑤人材育成
- ⑥官民連携

○個別施策分野

- ⑤行政機能／警察、消防／防災教育等
- ⑥住宅・都市、環境
- ⑦保健医療・福祉
- ⑧産業（通信、IT等）
- ⑨農林水産
- ⑩国土保全・交通（交通・物流）

5 計画の推進体制

○計画を総合的、計画的に推進するため、庁内の推進本部会議や防災会議によりP D C Aサイクルをまわす

○改定（令和3年3月）から概ね5年ごとに見直し

長崎県が想定する起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ4 3 項目)

起きてはならない最悪の事態		起きてはならない最悪の事態	
1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や斜面地等にある住宅密集地における火災による死傷者の発生	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
1-5	大規模な火山噴火（雲仙岳）・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
1-6	暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
2-3	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
2-6	被災地における疫病、感染症等の大規模発生	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	8-6	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態 ※県独自項目
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下に伴う競争力の低下	8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	9-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生 ※県独自項目
5-3	コンビナート（松浦市・新上五島町）・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
5-6	食料等の安定供給の停滞		
5-7	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		